



▶ 中国特許法三回  
目の改正 ..... 2

○ 第三期 | ○ 第二集 | ○ 2008年10月



▶ 近年の知的財産  
権保護の発展  
方向 ..... 3

▶ 中国知的財産権  
報道 ..... 2-4

# CHINA IP Bulletin

## Executive Summary

### □ 中国特許法三回目の改正

国家知識産権局（SIPO）は既に『中華人民共和国特許法』に対する三回目の改正起草案を完成させました。弊所は本文において、以前既に紹介した重要な変化について分析を行いました。ある改正は特許権の保護を強化したように見えますが、新規性の絶対的基準、またその他の改正は、ただ特許法に対する字面的な修正に過ぎません。なお、当該起草案において実用新案と特許権を同時に適用する問題が提出されました。それに、意匠と実用新案の特許に対して評価報告書を発行する問題も提出され、また知的財産権を保護する策略として特許権権利侵害に対する懲罰処置が規定されました。

作者：Mark Dahl / 彭凱

### □ 近年の知的財産権保護の発展方向

近年の二つの立法とも知的財産権の保護の重要性が日増しに高まっていること、及び中国が発展していく中での将来的な地位を体現しています。特にいくつかの重要な点において知的財産権保護の強化に重点を置き言及しています。『全国外商投資導入に関する指導的意見』において、外資導入の需要が既に高付加価値の製品とサービスに偏り始めていることが明確に指摘されました。新規の『中華人民共和国企業所得税法』では、将来ただ3種類の企業（高度先端技術企業（HNTE）など）のみが優遇税制を享受する資格があると規程しました。

作者：Maarten Roos

## NEWS

近頃、最高人民法院の回答書において、ある特許が特許の基準を確定する過程に導入された場合、どのような行為が特許権侵害に該当するか明確にされました。もし、特許権者がある基準の制定に参加した場合、またはその特許がある国家、地区または業界の基準となることに同意した場合、法院は第三者が当該特許を使用したとしても、特許権侵害は成立しないと判定します。そこで、一つの特許に準じて一つの特許基準を確定することは、当該基準の実施期間において当該特許の使用権を他人に授権したと見なされます。最高人民法院の回答書によると、特許権者は一定のロイヤリティを受け取ることができます。しかし、その金額は基準に関わらない通常のロイヤリティより明らかに低くなります。最高人民法院知的財産権法廷長の蔣志培氏の話によると、これは最高人民法院が特許と基準の問題に対し下した二回目の回答書です。一回目の回答書はこれと相反する観点に立っており、一つの特許がある特許基準の体系となった場合でも、当該特許が公開されたとは認めていませんでした。

EXECUTIVE EDITOR:  
MR. WANG JING

SENIOR EDITORS:  
MR. MAARTEN ROOS  
MR. PENG KAI

EDITOR AND DESIGN:  
MR. ZACHARY WORTHAM

# 中国特許法三回目の改正



## 中国特許法三回目の改正

近年、外資にとって更に吸引力があるビジネス環境を作るため、中国政府は中国の特許法を完全なものにしたいと強く希望しています。これに基づき、国家知的財産局は、2008年8月三回目の『中華人民共和国特許法』改正草案を既に全国人民代表大会に提出し、最終的な審議を行い、2009年初めには当該改正草案は通過、実施される見込みです。本文では、新特許法の実施によりもたらされた一部の重要な変化を概説いたします。

### 「新規性」の基準が高くなる

その中で最も重要な変化は「新規性」の基準を相対的新規性から絶対的新規性に変更することです。一つの実用新案または発明が特許権を得るには、必ず「新規性」を備えていなければなりません。今までの特許法における「新規性」とは、同様の発明または実用新案が中華人民共和国知識産権局に申請されたことがなく、国内外の出版物に公に発表されたり、国内で公に使用されたことがない、またはその他の方法で一般に知られていないことを指していました。今回の改正では、国内外で使用?公表されたものは全て、現有の技術と見なし特許権を取得することができないと規程されます。「新規性」の定義は改正前後の変化内容が非常に細かいですが、非常に重要な意味があります。今までの特許法において、中国国外で「一般に知られていること」とはただ出版物のみでの公開を指していました。これにより中国企業に当該特許を利用する機会を与え、それらの企業は他の地域で使用されたが発表されていない技術に対して特許出願することができていました。しかし、この細かい変化により国内外のユーザーは同一で公平な競争の場に置かれ、外国の特許権者が中国で知的財産権を保護することに有利になります。

それ以外に、意匠特許の新規性の基準も高くなります。現行の法律では、意匠は国内外で公に発表された、または国内で公に使用されたことがある意匠と同一、若しくは類似したものではなければ、新規的と認めています。しかし、改正後は、意匠が新規的なものとして特許権を得るためには、必ず国内外における現有の設計または現有の設計の特徴からなつた物と比べて顕著な区別がなければなりません。

### 保護の強化

『特許法』に対する多くの改正は特許権の保護を強化するためのものです。しかし、大部分の改正はただ字面に止まり、実践的な方面の変化は芳しくありません。例えば、改正草案第60条の規定では、特許行政部門が権利侵害と認めた場合は、権利侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命令すべきと表記

されました。現行の法律には「命令することができる」と表記されています。これは字面の変化に過ぎません。特許の保護に関するその他の条項は、第67条、第70条及び第72条を含め、ただ現行の実践中のやり方に対する象徴的な承認に過ぎません。第67条により、特許管理部門は正式に権利を付与され、特許権侵害案件を調査する権利を有します。第70条では、特許権者が訴訟の提起に先立ち、人民法院に証拠保全の措置を採るよう申請する権利を有することを確定しました。第72条では、特許権者は訴訟中に訴訟提起前2年間以内に被った損失に対して賠償などを請求することができると規定しました。

草案の第11条は、意匠の特許権者へさらに強い保護をあたえます。意匠特許における権利侵害は、許諾を得ていない特許製品の製造、販売、または輸入だけでなく、製品の展示をも含みます。それにより、特許権者は法的手段にのっとり、権利侵害製品の展示または広告宣伝行為を制止することができ、権利侵害製品が市場に流れ込むことを阻止する有効な手段になります。

### 申請の策略

草案の第10条には中国の現在の状況が反映されました。事実上、それは現行の『特許法』に対する重要な補充となる一項目です。第10条により、現在実践中の方法は条文に吸収され、特許権者が一つの技術に対して実用新案と発明特許権を同時に申請できると規定しました。発明特許権が認可されると、実用新案の適用を放棄する必要がありますが、当該技術の全ての特許権を放棄する必要はありません。この方法により、特許権者は、先にある程度の保護（実質的な審査が必要でない実用新案特許）を得ることができ、全面的な発明特許の実質的な審査過程が完了した後、より効力の強い発明特許の保護を得ることができます。上述の規定の重要性は、ある訴訟案件において、特許権侵害者が特許権者が実用新案特許権を放棄し、発明特許権を選択した後、実用新案がもう公衆的財産の一部であり、公衆が当該技術を任意に複製及び使用できると抗弁する場合にあります。この改正で上述の紛争は徹底的に解決され、特許権者の権利が保護されました。

それ以外に、当該草案は意匠特許と実用新案特許に対する新たな評価報告体制を確立しました。この体制は現有の制度を明確に改善したことにより、国家知識産権局は特許権者の要求に応じ評価報告を発行し、意匠または実用新案の特許性を検索、分析、評価するようになりました。評価報告の法的地位は未だ明確に定められていませんが、しかし、評価報告の発行により、少なくとも特許権者が自己の利益をさらに保護できるよう一つの方法を提供しました。

## 中国知的財産権速報

### 新『科学技術進歩法』は中国知的財産権を奨励する

2008年7月1日、新『中華人民共和国科学技術進歩法』が効力を生じました。中国政府は『科学技術進歩法』の目的は技術開発を励まし、知的財産権を保護することであると表明しました。具体的な措置は金融機構が企業へ融資を通して新技術の研究開発を奨励すること、政府の財政プロジェクトを通じて既に開発された製品の知的財産権を明確にすることが含まれます。新法により、政府から出資を受けた企業は、ほぼ全ての研究開発製品の知的財産権を有しますが、しかし、国防、国家安全または主要な公共利益に関わる製品は除きます。

### 国家知識産権局は震災地区へ特許優遇政策を実施する

近頃、国家知識産権局は一つの通告を發布し、震災地区へ特許に関する優遇政策を実施すると発表しました。通告によると、震災中に失った特許証書の原本は、改めて本地区の関連組織または個人に交付することが可能です。それ以外に、地震のため、適時必要な手続を実施できなかった出願人、特許所有人、及び関係者は手続を再開することができ、もし当該手続が2ヶ月以内に行われる場合は手数料を納付する必要はありません。

(出所：中国知識産権ニュース、2008年6月30日)



## 加重処罰

同時に、特許権利侵害に対する処罰も強化されます。草案の第68条では特許権者に対する賠償問題に言及しました。現行の賠償金を確定する方法を除き、草案において、もし一般的方法（特許権者の損失または権利侵害者の利益）によって権利侵害案件の賠償額の確定が困難な場合は、法定により賠償を判定すると明確にしました。賠償の最低額は現行の5,000元から10,000元に引き上げられ、最高額は500,000元から1,000,000元に引き上げられました。また、賠償額の中に特許権者が侵害行為を制止するため必要とした合理的な支出を含めることができます。

## 中国国内で完成した特許について

草案の第一稿は民衆意見を募集するため2006年に公布されました。その中の第21条の規定には、国内で完成した全ての発明に対して、特許出願人はまず中国国内で特許出願しなければならないと決めました。少数の人たちは、当該条項が非常に合理的で、アメリカのように当国の国家利益と機密を保護できると考えましたが、その他多くの人は、外商の中国における研究開発に不利であると考えました。民衆圧力に迫られ、当該条項は、単位または個人が国内で完成した発明の特許を外国で特許出願することができるが、前もって国家特許行政部門を通し秘密保持の審査を行うべきであると修正されました。

『特許法』に対するいくつかの改正は細かいもので、ただ現行の法律を明確にただけに過ぎません。その為、『特許法』の運用に対して比較的大きな変化をしたほうが良いという意見があります。勿論、『特許法』には改正する必要があるところがまだありますが、しかし、全体的に言えば、今回の改正の全ては特許法と特許の安全化に対して一致した方向に進んでいるため、奨励に値するものであると考えます。『特許法』を改正するための全ての努力は中国市場の改善にも、外商投資者への吸引力の増加にも、及び中国国内企業の成長にも、非常に大切な鍵になると思われます。弊所は、特許権者の知的財産権をより良く保護するため、また長期的で安全なビジネス環境を創造するため、特許権者も知的財産権専攻の弁護士も中国の特許法律制度を熟知することを奨励します。

作者：Mark Dahl / 彭凱

## 中国知的財産権速報

### 中国が公布した『国家知識産権戦略綱要』

2008年6月5日に中華人民共和国国務院は『国家知識産権戦略綱要』を公布しました。『綱要』には将来五年間の目標が立てられました。内容は次の通りです。①毎年の特許出願数を、発展国家の特許出願数レベルに増加させること。②知的財産権所持者の利益の増加。③知的財産権の保護を強化し権利侵害事件を減少させること。④民衆の知的財産権の意識及び知的財産権に対する尊重を高めること。『綱要』ではこれらの目標に達するため、短期間に必ず完成しなければならない24項の「具体的な任務」を明確にしました。『綱要』の全文は[www.ipr.gov.cn](http://www.ipr.gov.cn)を、英語版は[www.english.ipr.gov.cn](http://www.english.ipr.gov.cn)をご覧ください。

## 近年の知的財産権保護の発展方向

### 近年の知的財産権保護の発展方向

周知の通り、中国における知的財産権保護の問題は現行の法律にはありません。現行の法律は全面的に『貿易に関する知的財産権協議書』の義務を遵守しているからです。その問題は、中国という法律体制が発展途上であり、知的財産権という概念が比較的新しく、知的財産権保護が、国家が保護する基本的権益の中で地位が高くない国家において、どのように知的財産権を行使するかということです。

中国では知的財産権が絶えず発展・変化している段階です。巨大な国際的圧力のにより、国内企業にとって知的財産権保護の重要性が益々高まっています。そのため、人民法院と地方政府部門は権利侵害

事件に対しての対応を強めています。それ以外に、近頃もう一つの原因が知的財産権の保護をより重要にしています。それは業界の焦点が末端の労働密集型製造業から高付加価値の生産・サービス業に移行していることです。中国は世界経済秩序における自己の地位を改めて形成し、末端の労働密集型製造業に止まらず、高付加価値の生産・サービス業を誘致することを望んでいます。その前提条件として、中国は安全な環境を作り、知的財産権を発展、支持しなければなりません。

今年公布された二つの立法は、知的財産権が中国で発展していく上での役割を表明しました。中国の将来の発展は、主として核心的知的財産権を有する企業の誘致及び支持に傾いていきます。

### 商標所有者の義務に関する最新の欧米の判例

2008年7月14日に公布されたアメリカのある地区の法院において、法院は「商標の所有者は自己の商標を守る義務を負っており、eBayのような会社は一般的な知識しか持っていないため、商標権侵害に対して責任を負う必要は無い」という判決を下しました。「Tiffany (NJ) Inc. v. eBay, Inc., 2008 WL 2755787 (2008年7月14日)」この判決の効力はただニューヨーク南地区のみに止まり、且つ必ず上訴されるはずですが、他国の類似案件に影響を与える可能性はあります。注目に値するのはフランスで最近行われた類似案件の判決はちょうどこれと相反するものです。いずれにせよ、商標所有者が商標権の保護に投資するのは賢明な行動であることに間違いありません。

# 知的財産権の 権利衝突



## 外商投資へのガイド

商務部は2008年3月6日に公布した『全国外商投資誘致に関する指導的意見』において、向こう一年間の外資誘致の政策を発表しました。当該意見では外商投資への希望を、高付加価値の生産?サービス業を発展させ、国民経済を引き上げることとはっきり述べています。

当該政策の書類は総括的なものですが、以下の多くの参考すべき重要な情報を含んでいます。新技術の研究開発は、税収及び業界の優遇政策が適用され、中国の産業発展が促進されること、地方政府は外資プロジェクトを誘致または審査する際、知的財産権問題を配慮すべきであること、外資企業、多国籍企業と地方企業及び科学研究機構との提携、新技術の創造が奨励され、中国の知的財産権におけるシェアが拡大されること、知的財産権の保護を強化することは「千百十工程」の四大要件の一つであり、中国サービス業の国際化が既に中国サービス業にとって必要不可欠な措置になっていることです。

## 高度先端技術企業

2008年1月1日に効力を発した新たな『中華人民共和国企業所得税法』及びその実施条例によって、現行の法律によって外商投資製造企業に与えられていた税収優遇政策は取り消されました。新法では、将来3種類の企業のみ優遇税制を受ける資格があるとされました。高度先端技術企業がその中に含まれます。これは中国の産業構成の発展を促進する主要な一例です。

知的財産権の重要性が重ねて表明され、企業が高度先端技術企業と認められ、優遇税制を受けるためには、どのような条件を満たす必要があるか詳細に述べられました。その中の前提条件の一つに必ず核心的な知的財産権、または知的財産権の長期的な実施権を有することが含まれます。

## 中国経済は進歩したか?

中国は現在まだ発展途上国であり、大部分の地区はさらなる発展を必要としており、中国の経済発展には未だ長い道のりが必要です。中国は大量かつ廉価な労働力さえ保持できれば、低付加価値製造業への吸引力は失いません。しかし、その一方、東部地区は上海を中心とする長江三角洲と南の珠江三角洲を中心に、比較的速い発展速度を維持しています。土地、労働力、電力及びその他重要な資源の価格上昇により低付加価値産業はその負荷に耐えられなくなっています。これらの地区で企業が発展するためには、より良い基礎施設、より健全な法制体制及び知的財産権の保護が必要です。それに対し中央政府は発展の方向をはっきり示しました。これは企業にとって大きな刺激になります。地方人民法院と政府部門はこの方向に沿い、知的財産権にとって安全な環境を作るでしょうか。

作者：Maarten Roos

広州  
Tel. (+8620) 8760 0082  
Fax (+8620) 8778 4482  
info@wjnc.com

上海  
Tel. (+8621) 5887 8000  
Fax (+8621) 5882 2460  
shanghai@wjnc.com

天津  
Tel. (+86 22) 2532 3818  
Fax (+86 22) 2532 3820  
tianjin@wjnc.com

アモイ  
Tel. (+86 592) 268 1376  
Fax (+86 592) 268 1380  
xiamen@wjnc.com

深セン  
Tel. (+86 755) 8882 8008  
Fax (+86 755) 8284 6611  
shenzhen@wjnc.com

海口  
Tel. (+86 898) 6672 2583  
Fax (+86 898) 6672 0770  
hainan@wjnc.com

青島  
Tel. (+86 532) 8666 5858  
Fax (+86 532) 8666 5868  
qingdao@wjnc.com

## 中国知的 財産権速報

### 国家知識産権局は全国に32の 知的財産権保護援助センターを 設立する

国家知識産権局 (SIPO) は16の省級と16の市級の知識産権局において32箇所の知的財産権保護援助センターを設立する見込みだと発表しました。この32箇所の知的財産権保護援助センターが設立された後、全国でこのようなセンターは、計42箇所となる見込みです。2007年11月、国家知識産権局は『知的財産権保護援助作業に関する指導的意見』を作成し、全国に知的財産権の保護援助センターを設立する必要性を指摘しました。

### 深圳市知識産権局は『深圳市インターネット・ソフトウェア知的財産権保護弁法』を起草した

当弁法には主としてインターネット口座の窃盗問題に焦点が当てられ、それと同時に悪質なソフトウェアの製作、公布または放送が禁止され、違反者は人民元30,000元以上50,000元以下の罰金が科せられる見込みです。当該弁法はインターネットの運営者が積極的に法律の実施に協力し、権利侵害の容疑者の関連情報、名前、連絡先、IPアドレス等を提供することを求めています。当弁法では、著作権保護を受けるソフトウェアにも言及され、著作権者が各種の保護措置、例えば暗号化、ソフトウェア通信協議、ソフトウェアインストール許可証、ソフトウェア登録使用許可証、及び電子すかし等を採用することができることと規定しました。また、これらの保護措置を侵害する者に人民元30,000元以上50,000元以下の罰金を科すと規定しました。